

令和8年7月22日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会

委員長 新留 久味子

所管事務調査報告書

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を行ったので、報告します。

記

【調査期間】 令和7年12月～令和8年6月

【調査事項】 部活動地域移行（展開）について

1 はじめに（調査の背景、目的）

宗像市では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ、地域の実情に応じて可能な限り早期の部活動地域展開の実現を目指すという方針に沿って、令和5年9月から中学校における部活動の休養日を段階的に増やし、受け皿となる地域クラブ等の立ち上げを支援しながら、令和9年8月末の地域展開完了を目指して取組を進めている。その一方で、近隣自治体と比較して本市の部活動地域展開の取組が先行していることから、一部の児童生徒、保護者や指導者等から不安の声が上がっている。

本市は、当初示された国の方針に沿って、部活動地域展開の取組を精力的に進めてきた。しかしながら、文部科学省が令和7年12月に新たに策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）として設定し、前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施した上で、後期においてさらなる改革を推進すると記されている。このことを踏まえ、本市の部活動地域展開について、先行している取組を現時点で一度は振り返る必要があると考え、議会の立場から所管事務調査を実施するに至った。

本調査により得られた知見が、今後の本市における部活動の地域展開に生かされ、過渡期を含め、将来にわたり全ての中学生の活動機会の確保に資するとともに、子どもたちがスポーツ及び文化活動に親しみ、その経験が成人後の豊かな人生の基盤となることを期待するものである。

2 調査経過

- (1) 本市における部活動地域展開の取組について
- (2) 地域展開後の受け皿について
- (3) 認定地域クラブについて

3 調査で明らかになった主な事項

- (1) 本市における部活動地域展開の取組について

宗像市では、令和4年度に令和9年8月には部活動を全面的に終了し、地域クラブ活動へ移行するという部活動地域展開の方針を策定した。これに基づき、まず令和5年9月から休日の部活動の地域展開を開始し、第1土曜日及びその翌日の日曜日を部活動休養日として設定した。その後も段階的に休日の部活動休養日を拡大し、令和8年4月からは、全ての休日を部活動休養日としている。

また、令和6年9月からは平日の部活動の地域展開も開始し、水曜日を部活動休養日として設定した上で、その後も段階的に平日の部活動休養日を拡大し、令和8年4月からは火曜日、木曜日も部活動休養日に設定している。

さらに、保護者、生徒、指導者及び教員等にアンケートを実施しながら、併せて受け皿となる地域クラブの整備を進めており、加えて、令和8年3月には「部活動地域展開に伴う宗像市地域クラブ活動に関するガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）」を策定し、部活動地域展開の推進を図っている。

（2）地域展開後の受け皿について

部活動廃止後も、引き続き生徒が文化やスポーツに親しむ機会を確保できるよう、市は、中学生が参加できる受け皿として①認定地域クラブ、②地域のスポーツ・文化サークル、③社会体育・民間スポーツクラブに関する情報を一覧にまとめて公表している。そのうち①認定地域クラブについては、市が組織の立ち上げを支援しているほか、国の補助金等を活用しながら様々な補助を実施している。さらに、市ガイドラインにおいては、地域展開後の受け皿として地域クラブ活動のほかに、市立中・義務教育学校におけるサークル活動も受け皿として想定している。なお、当該サークル活動は、教職員の勤務時間内に活動を行い、対外試合等には参加せずに行う放課後の校内活動と位置付けている。

（3）認定地域クラブについて

認定地域クラブとは、部活動の地域展開における受け皿として、国が定める要件に基づき市が認定する団体又は枠組みである。本市では、令和4年度の部活動加入状況や、今後の生徒数の見込み、活動場所の地域バランス等の状況を踏まえ、運動部で13種目35クラブ程度、文化部で3種目9クラブ程度の認定地域クラブの設立を目指している。

また、部活動地域展開により新たに生じる学校から認定地域クラブへの平日放課後における移動に要する費用に関しては、可能な限り公費負担での実施を検討するとしており、市ガイドラインにおいても、地域公共交通等との連携を図りながら、必要な移動手段の支援を行うとしている。

その他にも、市ガイドラインによると、市は、認定地域クラブに対して、その活動が持続可能なものとなるよう、国や県の制度及び財源を最大限に活用しながら、次のアからウに掲げる支援を行うこととしている。

ア 運営等に対する支援

運営費に対する財政支援のほか、学校の下承を得た上で、学校施設・設備・備品について、無償かつ優先的な利用が可能となるように調整する。

イ 教員の兼職兼業の取扱い

認定地域クラブ活動への従事を希望する教員については、本人の意思を尊重し、学校運営に支障がない限り、兼職兼業を積極的に許可する。

ウ 大会・コンクールへの参加に関する支援

生徒が大会・コンクールに円滑に参加できるよう、必要に応じて交通費等の支援を行う。また、参加大会規程等の見直しについて、部活動が地域展開されていない他市町村との差異が生じないように、国、県及び関係団体に対して働きかけを行う。

4 課題

本市は、国が当初提示したスケジュールに合わせ、令和9年8月までに部活動地域展開完了を目指して取組を進めてきた。しかしながら、国は令和7年に策定したガイドラインにおいてその方針を変更し、改革実行期間を当初の令和9年度から令和13年度までと繰り下げたこともあり、現時点で、近隣自治体との間で地域展開の進捗状況に差異が生じている。また、先行して地域展開を行ってきたことから、先んじて様々な課題に直面していることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。

(1) 過渡期において受け皿となる認定地域クラブが存在しない部活動加入者について

過渡期においては、部活動と認定地域クラブが併存して活動している。今まで所属していた部活動の受け皿となる認定地域クラブが近隣に整備されていない等の理由により、現在所属している部活動以外に活動場所がないという状況が発生している。また、令和8年度からはすべての休日も部活動休養日となったため、現在の部活動以外に活動場所がない生徒は休日に行われていた練習試合や中体連以外の大会への参加が困難になっている。

(2) 認定地域クラブにおける活動について

ア 近隣の学校で活動している認定地域クラブへの移動

本市では、部活動加入状況や今後の生徒数の見込み等を踏まえ、運動部で13種目35クラブ程度、文化部で3種目9クラブ程度の認定地域クラブの設立を目標と定めており、これは既存の部活動と同種同数にはなっていない。そのため、所属していた部活動の受け皿となる認定地域クラブが生徒の所属する学校区内にない場合は、近隣の学校等へ移動して参加する必要がある。

イ 認定地域クラブにおける活動場所の確保

認定地域クラブによっては、施設管理上の問題などから部活動と同様に学校施設を活用できず、十分な活動場所の確保に苦慮しているクラブも存在する。

(3) 認定地域クラブの運営に係る費用及び保護者の費用負担について

認定地域クラブを運営していく上で、指導者謝金、事務員人件費、保険料など、学校部活動においては学校が担っていたものが新たに費用として発生することになる。認定地域クラブの持続的な運営のためには、一定の受益者負担を保護者に求める必要があり、認定地域クラブによっては、今まで負担していた部活動の部費以上の費用が必要となる可能性がある。

ただし、認定地域クラブにおいては、できるだけ低廉な費用負担とすることが認定の条件として定められているほか、認定地域クラブの運営や困窮世帯に対して、国も令和8年度から補助を開始するとしている。

(4) 認定地域クラブのための人材確保等について

ア 指導者等の人材の確保

認定地域クラブには、これまで教員が担ってきた役割を代替する人材が必要とされているが、専門的な指導スキルを持ち、かつ平日の夕方や休日に継続して指導が可能な人材の確保は大きな課題となっている。また、指導以外にも認定地域クラブの会計や生徒の安全管理などの運営を担う人材の確保も急務である。指導者がこれらの運営事務まで担うには負担が大きく、指導の出来る人材が見つかった場合でも、認定地域クラブの立ち上げまで至らない要因の一つであると考ええる。

イ 指導者等の信頼性と安全性の担保

認定地域クラブにおいては、指導者等のバックグラウンドチェックや不適切指導の防止、事故発生時の責任の所在など、保護者が安心して子どもを預けられる体制の整備が求められる。部活動であれば、部活動顧問である教員に対して校長や教育委員会による指導・監督

があるが、認定地域クラブは運営主体が多様であることから、外部の目が届きにくい構造となる可能性がある。

ウ 指導に必要な資格を取るに当たっての費用負担

一部の競技においては、指導者に対して「公認スポーツ指導者資格」などの資格保持を大会の参加条件も含めて必要であると定めている場合がある。認定地域クラブの指導者がこれらの資格を取得する場合、取得・更新のための受講料や登録料などの費用負担が必要となる。

(5) 関係機関との連携及び調整について

部活動においては教員が指導に当たっており、生徒の活動状況を把握しやすい状態にあったが、地域展開により生徒が地域クラブ等において活動することから、以前のように教員が生徒の活動状況を十分に把握できない可能性がある。市は、市ガイドラインにおいて、認定地域クラブは生徒が所属する中学校等に適切に情報を共有し、中学校等はその情報を必要に応じて生徒指導や進路指導等に活用するものと定めているが、部活動の地域展開に当たっては、これが遵守されるような仕組みづくりが急務であるとする。

(6) 児童生徒、保護者、指導者等の関係者への周知について

進学により、対象となる生徒及び保護者は毎年変わる。過渡期において活動する生徒及びその保護者の中からは「十分に部活動の地域展開に関する情報が伝わっていない」との声があるほか、いずれ中学生になる小学校高学年の児童及び保護者からも「中学校における部活動の地域展開に関する情報が入ってこない」という不安の声を聞いている。部活動の地域展開の取組については、内容が複雑で分かりにくい部分もあることから、一度だけではなく、繰り返しきめ細やかな説明を行っていく必要がある。

5 提言

以上の課題を踏まえ、過渡期を含め、将来にわたり全ての中学生の活動機会の確保に資するとともに、子どもたちにとってよりよい環境を整えるために、以下のとおり提言する。

(1) 過渡期において受け皿となる認定地域クラブが存在しない部活動加入者について

部活動地域展開の過渡期であること、また、現時点で目標数の地域クラブの設立に至っていないことを鑑み、受け皿となる認定地域クラブがない部活動の加入者については、令和9年8月末までは部活動に取り組める環境を市が保障する必要があるとする。今までと同様の活動場所の確保はもちろんのこと、希望があった場合には中体連以外の大会についても参加できるように土曜日・日曜日の活動についても、柔軟に対応すること。

(2) 認定地域クラブにおける活動について

ア 活動場所の確保について

市ガイドラインにおいて、市は、認定地域クラブに対し、学校の下承を得た上で、学校施設・設備・備品について、無償かつ優先的な利用が可能となるように調整するとしているが、学校施設以外の民間施設や公共施設についても、優先的な活用を可能にするための調整や体制整備を行うこと。また、今まで部活動を行っていた場所と可能な限り近い範囲での活動場所を確保すること。

イ 移動手段の確保について

市ガイドラインに記載の内容に沿って適切に実施すること。また、その内容をより具体的に明示し、関係者に対する周知を徹底すること。

(3) 認定地域クラブにおける保護者の費用負担について

生徒が経済的な理由により認定地域クラブに入れないことがないよう、国・県の補助制度を活用するのはもちろんのこと、それに上乗せして市独自の支援も検討すること。また、その支

援について、認定地域クラブの活動に参加するために移動が必要な場合の交通費等についても含めること。

(4) 認定地域クラブのための人材確保等について

ア 指導者等の人材の確保

認定地域クラブの設立目標数に対し、どの地域にどのようなクラブが、どの程度の規模で必要なのか、設立のためにどのくらいの人材が必要なのかを数として明確にし、綿密に計画を立てて、必要な人材の確保に努めること。

イ 指導者等の信頼性と安全性の担保

市ガイドラインに定める認定地域クラブの運営団体、指導者、生徒及び保護者等からの相談を受け付ける窓口の整備を急ぐとともに、整備後は関係者に広く周知を行うこと。また、相談があった場合の対応を定め、担当者によって対応に濃淡が生じないようにすること。

加えて、認定地域クラブが、こども性暴力防止法における認定事業者マークを取得するように推進し、支援すること。

ウ 指導に必要な資格を取るに当たっての費用負担

競技や種目によっては大会出場のために必要な指導者資格があるなど状況が異なることから、認定地域クラブとして設立する競技や種目については、指導者に必要となる資格の取得に関する費用を補助し、指導者等の確保や人材育成につなげること。

(5) 関係機関との連携及び調整

市ガイドラインに定める認定地域クラブと学校との連携においては、市が主導して学校と密に情報共有を行う仕組みを構築し、それを徹底させること。

また、市ガイドラインには、市教育委員会は、高等学校入学選抜における取扱いについて、今までの部活動の場合と同様に適切に評価されるよう、関係機関と連携を図ると定められている。本市は全国に先駆けて部活動地域展開に取り組んでいることから、地域展開後の活動の場の違いによって進学機会や評価において不利益が生じることがないことを保護者や生徒に対して周知徹底すること。さらに、高等学校入学選抜における取扱いが公平になるよう国や県に対して、市から改めて申し入れること。

(6) 児童生徒、保護者、指導者等の関係者への周知について

市ガイドラインに則して、生徒、保護者及び指導者等の関係者に対して部活動地域展開について丁寧な説明を行うこと。その際は、市ガイドラインのみならずパンフレットやQ&Aなどを作成し、情報が伝わりやすいよう工夫すること。特に中学校に入学予定の児童やその保護者に対しては不安や疑問を解消するための説明会を開催すること。

(7) その他

部活動の地域展開は、関係する部署が教育委員会、市民協働部、都市再生部など、複数にまたがっていることから、部署間で十分に連携をとって事業を進めること。また、主担当課を定め、それぞれの部署の役割を明確にしながらも、主担当課が事業全体の統括を行うこと。

むなかたアカデミッククラブに業務委託している中学校部活動等業務委託事業については、事業の中間総括を行い、現状の成果と課題を精査すること。また、そこで得られたノウハウを生かし、認定地域クラブ全体の質の向上に努めること。

6 おわりに

今回の所管事務調査においては、部活動地域展開の取組によって子どもたちに不安や不利益がないようにということを主眼として調査を進めてきた。今後も事業を進めていく中で、現場の状況を確認しながら、本報告書にない新たな課題などが生じた場合でも、柔軟かつ丁寧に対応することを強く求める。